

## 障害福祉サービス等事業所の指定に係る総量規制の実施について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に定める障害福祉サービスについて、下記のとおり総量規制を実施します。

### 記

#### 1 総量規制について

障害者総合支援法第36条により、特定のサービス種別については、供給量の調整等を行いつつ計画的に整備していく必要があり、種別ごとのサービス量が「秋田市障がい福祉計画」（以下、「計画」という。）のサービス見込量に達している場合には、新規指定をしないことができると規定されています。

#### 2 目的

障害福祉サービスの適正な量を確保し、質の高いサービスを利用者に提供するため、総量規制を実施します。

#### 3 対象となるサービス種別の現状と見込量

サービス種別	計画期間	年度	事業所数	定員数	計画見込数	利用実績
就労継続支援B型	第6期	R 5	48	1,115人	1,003人/月	1,001人/月
	第7期	R 6	52	1,197人	1,038人/月	1,073人/月※
		R 7	53	1,230人	1,080人/月	
		R 8	53		1,124人/月	

※令和7年1月時点

#### 4 実施時期

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで  
令和7年3月31日（月）時点で協議書を提出済みで新規申請の手続き中である場合を除き、新規申請に係わる相談等の受付を停止します。

#### 5 総量規制の解除について

次期計画策定の際に検討し、種別ごとのサービス量が実施計画のサービス見込量を下回る場合は解除します。総量規制を解除する場合は、その旨を市ホームページ等にてお知らせします。

## 6 根拠法令

### (1) 障害者総合支援法（抜粋）

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

#### 第36条

2 就労継続支援その他の主務省令で定める障害福祉サービス（以下この条及び次条第1項において「特定障害福祉サービス」という。）に係る第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、当該特定障害福祉サービスの量を定めてするものとする。

5 都道府県知事は、特定障害福祉サービスにつき第一項の申請があった場合において、当該都道府県又は当該申請に係るサービス事業所の所在地を含む区域（第89条第2項第2号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定障害福祉サービスの量が、同条第1項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定障害福祉サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第29条第1項の指定をしないことができる。

### (2) 障害者総合支援法施行規則（抜粋）

（法第36条第2項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス）

第34条の20 法第36条第2項に規定する主務省令で定める障害福祉サービス（第34条の22において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

担 当 秋田市福祉保健部障がい福祉課  
障がい福祉担当

直 通 018-888-5663

F A X 018-888-5664